開発行為に関する工事の完了 (建築指導課).....

土地改良区役員の届出 ( 農村整備課 ) ......

山

П

報

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

( 環境政策課 ) ....... |

目

次

平成 19 年 9月14日 (金曜日)

## 山口県告示第四百五十九号

する。 山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供

評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年九月十四日から同年十月四日までの

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

瀬戸内海環境保全特別措置法 ( 昭和四十八年法律第百十号 ) 第五条第一項の規定に基

平成十九年九月十四日

山口県知事

井 関 成

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 山口日本電気株式会社 宇部市大字東万倉一九二番地の三

工場又は事業場の名称及び所在地 住

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(五件)(厚政課).......四生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)......四生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課)......四

保安林予定森林 ( 下関市 ) (森林整備課 ) ...... 解除予定保安林(下関市)(森林整備課)......

通損害保険に付すべき義務の消滅(水産振興課)..............................係る指定漁船長害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普

細江地区12街区第一種市街地再開発事業の終了の認可 (住宅課)...... 道路の区域の変更 ( 道路整備課 ) ......

> Ξ 所在地

六

名 称 宇部市大字東万倉一九二番地の三 山口日本電気株式会社

特定施設に関する事項

種類、 構造及び使用時間間隔等

七 七

備考「六	"	六五	六 三 - ホ	種類	
(三一ホ」			0	能	
及び「六	"	(枚/目)	N 四 () () () () () () () () () () () () ()	カ	構
五」とは、よ	"	平成二〇、一五		年予工 月 着 日定手	
<b>水質汚濁防止</b>	"	"	平成二〇九	年予工 月 完 日定成	造
法施行令 (日	"	"	平 成二 () ()	年予使 月 開 日定始	
昭和四十六	"	"	連続	間使 用 時 隔間	使
年政令第五	"	"	二四時間	時リー の日 使当 間用た	用の方
日八十八	<i>II</i>	"	変動なし	動季 の節 概的 要変	法
	「六三-ホ」及び「六五」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十	「六三-ホ」及び「六五」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十 " " " " " " " " " " " " " " " " " " "	「 六三 — ホ」及び「 六五」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十	- ホ	「六三 - ホ」及び「六五」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百元   「六五   「一末   「八三 - ホ」及び「六五」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百元   「六三 - ホ」及び「六五」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百元   「六三 - ホ」及び「六五」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百元   「六三 - ホ」及び「六五」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百元   「六三 - ホ」及び「六五」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百元   「一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二

設及び同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。

五

〇 五

 $\equiv$ 

#### こやま歯科医院 インボー 薬局

光市浅江三丁目一七番二〇号

周南市大字徳山四一八一

平 平成一八 成 九 八 三

11 11

称名又は名となった。

のた住事 所る所 在事又 地務は 所主

名居

称介

所事

在業

地所

種事 類業

廃止年月日

の

宅

護

名介

院胃医療 腸科内科医 外科医

施一一六の小町大字下田布施

八布施

科吉 医村

院陽科

施町熊

一一六のまで

八布施

指養居導管宅

理療

四九

 $\equiv$ 

平成

内

#### 口県告示第四百六十二号

があった。 十条の二の規定により、 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第五 指定を受けた施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出

-成十九年九月十四日

所術 在 所

口県知 事 井 関 成

Щ

廃 止 年 月

日

院 陽科 内科医

医村

施一一六の芸能毛郡田布施

八布施

科吉 医村

院胃腸

施町熊

八布施

理療防介指養居護

導管宅予

**平** 

成

四九

 $\equiv$ 

科

内

称名又は名

名予

のた住事 所る所 在事又 地務は 所主

名介

称予

所事

在業

地所

種事 類業

廃止年月日

0

防

護

防

一丁目八番 - 0号 地 平 成 九 Ę

Ξ

#### 山口県告示第四百六十三号

秀人

岬

**贮整骨院** 

宇部市岬町

名

称

施

-九条の規定により、 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四 医 療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定し

平成十九年九月十四日

Щ 口県知 事 = 井

関

成

所 地 指 定 年 月 日

宇部市岬町一丁目八番一〇号 府市大字田島七五 の 亚 11 成 九 11 六

11

"

基 輔 岬

徳永整骨院 **岼整骨院** 

名

称

所術

在

施

## 山口県告示第四百六十四号

る同法第五十条の 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用す 一の規定により、 指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨

の届出があっ

-成十九年九月十四日

山口県知事 = 井 関 成

医村

施一十六の 一十六の 手工 一十六の 一十六の

の田布

四布施

科医院 科馬科-

#### 山口県告示第四百六十五号

介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一 項の規定により、

平成十九年九月十四日

会 賜財団済生 称氏居 又完 護 のた住事 所る所 在事又 地務は 所主

名居

宅

護

称介

所事

在業

地所

種事 類業

指定年月日

の

山口県知

事

井

関

成

田一丁目四番 東京都港区三

郷山 九口

八九の保

護訪問

介

平成一

八九

11

11

11

施町熊 四布施 指養居 導管宅 理療

五 11

護訪問 看 11 11 "

四

#### 山口県告示第四百六十八号

介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、

平成十九年九月十四日

山口県

知事

井関成

ŧ	会 思財団済生 社会福祉法人	院 胃腸科内科医 医療法人吉村	会 賜 財団 済生	祉協国市社会福 会福祉法人	会 賜 財団 済生	祉協議会 山口市社会福 祖 社会福祉法人	称名又は名の一位を表現である。
- - /-	二八号 田一丁目四番 四二番	施一一六の四 町大字下田布 配子の四	二田東京 円丁丁 日四 四番 番	二町七丁目 号丁目 日 田本 田本 田本 田本	二八里東京 円丁丁 日四 四番 番	路八九の一 山口市上 竪小	のた住所 のたま 所 を 事 業 者 所 る 所 る 所 る 所 る 所 る 所 る 所 る 所 る 所 る 所
所施せー が設には 事 が で で で で で で で で で で で で で	ー 子アセロロ	科医院開科内	問施サーダ域 女 ター 居に を で アービス で アービス で アービス で で アービス で で で で で か で で か で か か か か か か か か か	ター 周東 へルパー セン協 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	問施サービス サービス を一居宅 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	護事業所 かお訪問介	名 護 予 防
	郷九八九の一山口市仁保中	施一一六の四町大字下田布	郷 九 八 九 九 九 の 一 中	二下岩 の 一原 九 一 一 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	郷 九 八 九 の 一 中	六五七〇 小五十八 小五十八 小五十八 小 一市 秋 穂 東	所 在 地
, de la companya de l	个防介 獲通護 所予	理療防介 指養居護 導管宅予	看防介 護訪護 問予	"	11	介防介 護訪護 問予	種事 類業 の
	"	"	"	"	"	平 成 一	指字
	Ϋ́	五	V	ţ	八	四九	指定年月日
	"	"	"	"	"	_	П

平成19	年9月	]14日	金曜	日	Щ	<u> </u>		県	報	(定期)	第 1888	3 号		
二 保安林として指定された目的下関市豊北町大字神田上字国重八五二の三 解除予定保安林の所在場所	平成十九年	安林の指定を欠	本林法 (昭和)			名	平成十九年	介護扶助のため	山口県告示第	会恩 と 会 の の の の の の の の の の の の の	ど 株式会社はん	施社会福祉法人		
	平成十九年九月十匹日	平成十九年九月十四日安林の指定を次のとおり解除する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、 <b>山口県告示第四百七十号</b>	: , _ · ]	************************************	从のとおり解除すれて十六年法律第 <b>7四百七十号</b>		・ 山陽小野田市大の所在地	名 称 主たる事務所 お定介護予防福祉用具販売事業者	平成十九年九月十四日	のの介護予防福祉(昭和二十五年法	山口県告示第四百六十九号	二田東 の大山 八一京 一字陽 号丁都 埴小 目港 生野 四区 八田 番三 三市	番二丁目十〇 一〇 一〇 一〇	〇六 町大字宿井四 熊毛郡田布施
					一株式会社ミサト			用具の給付を担公律第百四十四号	3	護機能 かっぱい きゅう できます は 大学 は かっぱい かっぱい は でき かっぱい は でき かい は でき かい は でき かい	はんど山口店	苑 トーム たぶせ かまま かんしょう かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい かいま		
	山口県知事			サト 山陽小野田市大	祉	山口県知事	平戈上1月1月1日日介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定しより、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、		郷山 の大山 九口 一字陽 八市 塩小 八仁 生野 の保 八中	野七七六の二	〇六 町大字宿井四 中本 中本 中本 一本 一本 一本 一本 一本 一本 一本 一本 一本 一			
	二井関			平		井関			宅能模防介 " 介型多小護 護居機規予 " "	与用防介 具福護貸祉予 "	活入防介介所短護 進生期予 "			
	成		よ り、 保		<u>人</u> 九	指定年月日	成	した。 り、		" /\ " "	四,	"		
市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関)がのとおりとする。	立	- 引戈こ系も除木は、欠りこうりにする。  伐期齢以上のものとする。	2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める慓隼1 主伐は、択伐による。	) 立木の伐採の方法                     三 指定施業要件	飛砂の防備	下関市豊北町大字神田上字岡林八三八の二(保安林予定森林の所在場所)	山口県知事 二二井 関 成平成十九年九月十四日	安林を次のように指定する予定である。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、保	山口県告示第四百七十一号	指定理由の消滅   下関市豊北町大字神田上字国重八一六三、八一六五の二、八一六五の五、字土井ケ   「 保安林として指定された目的   風害の防備   「 保安林として指定された目的   「	一 解除予定保安林の所在場所	指定理由の消滅三年解除の理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		

長門市加入区

## 山口県告示第四百七十二号

付すべき義務は、平成十九年八月二十五日限り消滅した。 に関する告示 (平成十五年山口県告示第四百十五号) に係る指定漁船を普通損害保険に 定により、 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規 次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意

平成十九年九月十四日

油谷町加入区

区油谷町北西部加入

日置町加入区

山口県知事

=

井

関

成

通加入区

## 山口県告示第四百七十三号

路の区域を変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

いて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成十九年九月十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

平成十九年九月十四日

П

山口県知事 =井 関

成

道路の種類 県道

Щ

路 線 名 小野田山陽線

道路の区域

地先まで
一地先から
一大字同字三六七の一一地先から
一大字同字三六七の一 X 間 旧新別 旧 新 最最 広狭 最最 広狭 (メートル)敷地の幅員 四三八〇 三 三 ○ ○ ○ ○ (メートル)延 五七・一 五七・一 備

## 山口県告示第四百七十四号

細江地区12街区第一種市街地再開発事業の終了を次のとおり認可した。 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第七条の二十第一項の規定に基づき、

平成十九年九月十四日

山口県知事 \_

井

関

成

第一種市街地再開発事業の名称

細江地区12街区第一種市街地再開発事業

施行地区

下関市竹崎町四丁目の一部

平成十六年八月二十四日 施行認可の年月日

Ξ

施行者の名称

四

下関コアビル株式会社

事業施行期間

五

六 第一種市街地再開発事業の終了の認可の年月日 平成十六年八月二十四日から平成十九年九月十四日まで

平成十九年九月十四日



#### (四五六) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十九年九月十四日

考

山口県知事 = 井

関

成

事務を担当する課の名称及び所在地

地域振興部情報企画課 山口市滝町一番

号

落札に係る物品等の名称及び数量

山口県ウェブサービス提供システムに係るサーバ等 一式

契約の相手方を決定した手続

Ξ

四 落札者を決定した日 般競争入札

契約担当者

山口県知事

二井

関成

号 五

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国 広島市南区比治山本町一一番二〇号

落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

平成十九年七月十二日

落札金額

七 六千六百七十八万円 入札公告日

八 その他 平成十九年五月二十五日

調達方法

借入れ

(三) 落札方式 総合評価

# (四五七)特定非営利活動法人の設立の認証の申請

り特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、 次のとお

覧に供します。 一十九日までの間、 同項第一号、 第二号イ、第五号、 山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦 第七号及び第八号に掲げる書類は、 平成十九年十月

平成十九年九月十四日

Щ

山口県知事 = 井 関 成

申請のあった年月日

平成十九年八月二十九日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 さわリハビリテーション研究会

氏 名 称

主たる事務所の所在地 萩市大字椿東六〇五番地の一〇

定款に記載された目的

Ξ

業等を行うことにより、その心身機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を図り、 リハビリテーションが必要な在宅の障害者及び高齢者に対して交流会事業、支援事

> 地域におけるリハビリテーションの普及及び向上を図り、もって地域の保健、医療及 び福祉の発展に寄与すること。 もに、リハビリテーションに従事する者の知識及び技能の向上に努めることにより、 並びにこれらの者がいきいきとした地域生活を送ることができるように支援するとと

# (四五八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、

おいて公衆の縦覧に供します。 書及び収支予算書は、平成十九年十一月五日までの間、 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画 山口県環境生活部県民生活課に

平成十九年九月十四日

山口県知事 = 井 関 成

申請のあった年月日

平成十九年九月五日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 称 特定非営利活動法人あとう観光協会

表 者 の 氏 名 柴田 守 之

主たる事務所の所在地 阿武郡阿東町大字徳佐中三三八二番地

# (四五九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

から意見を聴きました。 十九年五月一日山口県公告 (二一九) に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。 商政課並びに周南市経済部商工観光課、 当該意見は、平成十九年九月十四日から同年十月十五日までの間、 周南市新南陽総合支所、 周南市熊毛総合支所及 山口県商工労働部

平成十九年九月十四日

山口県知事 井 関 成

大規模小売店舗の名称及び所在地

(四六一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

ら意見を聴きました。 十九年五月一日山口県公告 (二二一) に係る大規模小売店舗について次のとおり光市か 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成十九年九月十四日から同年十月十五日までの間、 山口県商工労働部

平成十九年九月十四日

山口県知事 = 井 関

成

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 称 光市島田一丁目一二番二〇号 光ショッピングセンター ベスト

意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四六二) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 土地

平成十九年九月十四日

山口県知事

井

関

成

所

就任した役員

油谷河原土地改良区 土地改良区の名称 監理 事事 の 別 氏 名 住

金子

長門市油谷河原七九三

有田 上岡 康雄 茂 油谷河原一七五〇の八 油谷伊上一五三八 油谷新別名一二七九

泰彦 茂 三八六 二四三の二 七七五

福永 竹森

六八〇の一

昭洋

平成十九年九月十四日

号

上田 中嶋

弘文

油谷伊上二〇一八

康彦

油谷蔵小田二四八〇の

二六〇四

馨

11

— 四 三

山口県知事 =

> 井 関 成

開発区域に含まれる地域の名称

開発許可を受けた者の住所及び氏名 下松市生野屋西二丁目三番二〇号 下松市大字末武上字中坪

開発区域に含まれる地域の名称 山陽小野田市日の出二丁目

開発許可を受けた者の住所及び氏名

山陽小野田市大字東高泊一一八九番地

和夫

剛

 $\overline{\circ}$